

# 週刊住宅

2018年(平成30年)10月22日号  
NO. 2834 (毎週月曜日発行)

## CFネット流 新・大家実践塾

「昔は(うら)で一番の地主だったよ。」  
テレビコマーシャルを見て問い合わせをしたという高齢者の自宅に訪問したことがある。80代男性でひとり暮らしのだが、部屋の中はきれいに掃除されている。話を聞いていても、きちんとした人となりをつかうことができた。

今回の相談は、「もういそびれている貸地の更新料

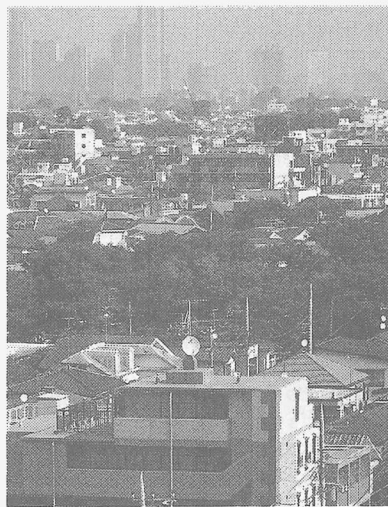
### 38 生活保護を考える大地主

を借地人からもらえないか？というものである。更新料というのは借地契約更新のタイミングで当然にもらえるものではない。基本的には借地契約で借地料を支払う旨の規定がないとも

## 貸地更新料に支払い規定なし 40年以上の旧家は売れない

更新料の規定がなくとも支払ってくれる借地人もいるが、それは支払い義務があるからではない。建物の建て替えや借地権譲渡の場合には地主の協力が要になるので、地主との人間関係を良好にしておきたい、との判断によるものがほとんどである。

今回の場合、借地契約に



写真はイメージ

系の相続人はいない。それでも、家を守るため甥の子どもに相続させるための遺言は用意しているとのことだった。相続対策の最優先事項は、被相続人その本人の思いであり、自身の生活を犠牲にしてまで守りたい思いがあるのであれば、それを優先するべきなのだろう

asa

07 神奈川県鎌倉市大町1-20-30  
大船デスク ☎247-0056  
神奈川県鎌倉市大船2-19-35  
http://ameblo.jp/kovam  
本社 ☎248-0000  
e i . c o m  
a s h i @ k k a n t . c o m  
6・1167 メール  
アドレス ☎ k o b a y  
a s h i @ k k a n t . c o m  
330・5773  
携帯電話 ☎080・419

■鎌倉鑑定 小林 雅裕  
電話 ☎0467・22・7772  
ファクス ☎045・330・5773

う、と実感している。